

令和 4 年

赤平市議会第3回定例会会議録（第3日）

9月7日（水曜日）午前10時00分 開 議
午後 1時27分 散 会

○議事日程（第3号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問
5. 北 市 勲 議員
6. 御家瀬 遵 議員
7. 鈴 木 明 広 議員

順序	議席番号	氏 名	件 名
			6. DX（デジタルトランスフォーメーション）の当市の取り組み方について 7. 防災について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 諸般の報告
日程第 3 一般質問

○出席議員 10名

- 1番 若 山 武 信 君
2番 東 成 一 君
3番 鈴 木 明 広 君
4番 安 藤 繁 君
5番 北 市 勲 君
6番 伊 藤 新 一 君
7番 木 村 恵 君
8番 五十嵐 美 知 君
9番 御家瀬 遵 君
10番 竹 村 恵 一 君

順序	議席番号	氏 名	件 名
5	5	北市 勲	1. 市長就任一期目の総括と公約の進捗状況について 2. 市政運営について
6	9	御家瀬 遵	1. 公共施設の有効利用について
7	3	鈴木 明広	1. 食の安全保障について 2. 相続手続きについて 3. 公共交通の確保について 4. 子供の感染症対策について 5. 市中におけるカラスの生態と生活被害の懸念について

○欠席議員 0名

○説 明 員

- 市 長 畠 山 渉 君
教育委員会教育長 高 橋 雅 明 君
監 査 委 員 目 黒 雅 晴 君
選挙管理委員会委員長 河 西 広 美 君
農業委員会会長 中 村 英 昭 君
副 市 長 永 川 郁 郎 君

総務課長	林 伸樹君
企画課長	成田博之君
財政課長	丸山貴志君
税務課長	坂本和彦君
市民生活課長	井波雅彦君
社会福祉課長	高橋脩君
介護健康推進課長	千葉睦君
商工労政観光課長	磯貝直輝君
農政課長	柳町隆之君
建設課長	林賢治君
上下水道課長	亀谷貞行君
会計管理者	斎藤政弘君
あかびら市立病院事務長	井上英智君

教育委員会 学校教育課長	尾堂裕之君
〃 社会教育課長	梶哲也君

監査事務局長	若狭正君
--------	------

選挙管理委員会事務局長	林伸樹君
-------------	------

農業委員会事務局長	柳町隆之君
-----------	-------

○本会議事務従事者

議会事務局長	石井明伸君
〃 総務議事担当主幹	渡邊敏一君
〃 総務議事係長	伊藤千穂子君

(午前10時00分 開 議)

○議長（竹村恵一君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（竹村恵一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、2番東議員、4番安藤議員を指名いたします。

○議長（竹村恵一君） 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長より報告します。

○議会事務局長（石井明伸君） 報告いたします。

本日の議事日程につきましては、第3号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（竹村恵一君） 日程第3 昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序5、1、市長就任1期目の総括と公約の進捗状況について、2、市政運営について、議席番号5番、北市議員。

○5番（北市勲君） [登壇] 議席番号5番、新政クラブ、北市でございます。通告に従い、一般質問いたしますので、ご答弁のほどよろしくお願ひ申し上げます。

件名1、市長就任1期目の総括と公約の進捗状況について、項目1、赤平市しごと・ひと・まち総合戦略について。市長就任してから3年6か月を過ぎようとしておりますが、これまでの市政運営について、特に赤平市しごと・ひと・まち総合戦略についてをお尋ねいたしたいと思ひます。要旨1、赤平市しごと・ひと・まち総合戦略とは、産業の振興により地域の振興と活性化を有し、人口減少対策に資す

ることが目的であると思ひております。この目的の達成には、行政のみで達成できるものでなく、民間の活力は欠くことのできない要件であり、就任以来民間の活力を導くような市政運営であったかをお聞きいたしたいと思ひます。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 民間の活力を導くような市政運営ということでございますが、市長就任当初から第6次赤平市総合計画と第2期赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の策定に取り組み、両計画ともに令和2年3月に策定させていただきました。第2期総合戦略につきましては、第1期をベースとしながら必要な見直しを行ったところでございますが、議員おっしゃるとおり総合戦略の推進に民間の活力は必要不可欠であります。そういう点において総合戦略の基本目標でもある地元産業の強みを生かした雇用確保と地域産業の振興は、コロナ禍という厳しい情勢の中、産業を維持し、守るために中小企業支援に終始してきたところであります。雇用の確保につきましてもコロナ禍でも開催できる方法を考え、合同企業説明会をオンラインで実施するなど対応してまいりました。商店街のにぎわいを創出することも難しい状況の中で商店等を守りながら、スーパープレミアムつき商品券の拡充やたすけ愛商品券を3回発行するなど、民間活動が継続できるよう取り組んできたところであります。就任以来民間の活力を導く市政運営につきましては、コロナ禍もございまして十分な実施ができたとは言えませんが、今後も引き続き地域を活性し、民間の活力を導いていけるよう地元企業の支援に力を注いでまいりますので、ご理解いただければと思ひます。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君） [登壇] ただいま総合戦略の推進に民間の活力は必要不可欠であると、このように認識されておりますが、コロナ禍の中で中小企業支援に終始し、雇用の確保についても合同説明会をオンラインで実施するなど対応してきたと、このように申されました。また、プレミアムつき商品券

の拡充やたすけ愛商品券を3回発行するなど、民間活動が継続できるよう取り組んできた。就任以来の民間の活力を導く市政運営については、コロナ禍のこともあり、十分な実施ができたとは言えないとの答弁をいただきました。私もコロナ禍の影響だけでなく、民間の活力を導く市政運営には十分ではなかったと、このように思っております。赤平市しごと・ひと・まち総合戦略には多くの施策がある中で、特に次の3つの施策、持家建設助成事業、赤平観光協会補助、大型店の閉店後の代替策は民間の活力により地域振興や活性化の効果が期待できた施策であったと思っております。持家建設助成事業では、計画の5年間に建設助成事業を利用された件数は新築、中古合わせて86件あり、そのうち市外からの移住者数は23%の20件ありました。この数字は、赤平市の人口減少対策の移住、定住増に寄与できたと思っております。また、観光協会補助では、補助金を活用してエルム高原祭り等イベントを開催し、交流人口の増大に効果が得られておりました。大型店の閉店後については、代替策がなく、地域の活性化がなくなりました。このような施策は、民間の活力により地域の振興と地域活性化に寄与し、人口減少対策に結びつくものと思っておりましたが、施策の中止や補助金の廃止及び大型店の閉店後の代替案が出せなかったことなどにより、民間の活力を引き出せなかったのは大変残念にも思っております。このことについて市長はどのように感じておられるのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の中の持家住宅建設等助成事業、赤平観光協会への補助金、大型店の閉店後の代替案の3つの施策についてでございますが、まず1つ目の人口減少対策や定住増に寄与していた持家建設等助成事業につきましては5年の助成事業期間で9割引きの土地分譲の効果もあり、44件交付いたしました。廃止した後においても1年5か月で10件の建設があり、市外在住者の建設による転入の実績があったと

ころでございます。定住促進といたしましては、あんしん住宅助成事業の助成率を昨年度から拡充いたしまして、昨年度のリフォーム工事では助成率を10%から15%へ、また助成金限度額についても30万円から50万円へ、子供がいる世帯の場合は助成率15%を20%へ、限度額45万円を75万円へ割増しを行いました。その効果として、件数が改正の前年43件に対しまして11件増加し、昨年度54件の助成件数となり、住み続けていただける状況の確保を行っております。2つ目の赤平観光協会補助金につきましては、各年度の事業内容に応じて予算化しておりまして、これまでも観光発信事業やパンフレット制作等に補助してきており、今後も観光振興のため事業の実施に補助してまいりたいと考えております。最後、3つ目、大型店閉店後の代替案につきましては、新たな出店は実現となりませんでした。市内大型スーパーの移動販売車が運行されることになりました。産業の振興と地域の活性化には、民間の活力は欠かせないものであり、今後におきましてもこのことを念頭に総合戦略事業を推進してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君） [登壇] 今代表的な3つの施策、持家建設助成事業、赤平観光協会補助、大型店閉店後の代替策について、中止や廃止後の対応や代替策を出せなかったなどの説明をいただきましたが、中止や廃止により民間の活力が十分に引き出せなかったことは事実であり、大変残念に思っております。今後は、産業の振興と地域の活性化には民間の活力は欠かせないものであり、このことを念頭に総合戦略を推進されることですので、注視していきたいと思っております。以上でこの質問終わります。

要旨2、産業の振興についてお尋ねいたします。市長就任後新たな事業として近隣市町と共同でNAKASORAにこよう推進協議会を立ち上げ、企業見学バスツアー、就職支援セミナー等を実施し、地元企業の人手不足解消や若年層の地元就職推進を目

指し、労働力の流出を防ぐとのことですが、具体的な成果についてお尋ねいたしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 産業振興についてでございますが、NAKASORAにこよう推進協議会につきましては地元企業の人手不足が深刻化する中、高校生や大学生など若者への地元企業への就職を働きかけることによる人手不足の改善を目指しまして、当市のほかに共通の課題を持つ滝川市、芦別市、上砂川町の4市町において令和元年8月にNAKASORAにこよう推進協議会を設立したところでございます。初年度には、地元で働くことや暮らすことの魅力を知ってもらい、地元の企業が選択肢の一つとなるよう就労支援セミナーを実施し、140名に参加いただいたところであります。企業見学バスツアーにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止というふうになりましたが、学生の皆様に見学予定でありました企業パンフレットを配付しております。令和2年度は、企業の採用力向上セミナーを開催し、18社から採用担当者が参加しております。企業見学バスツアーは、2年連続の中止となりましたが、代替事業としてコロナ禍でも対応できるバーチャルリアリティーで企業見学ツアーのVR動画を制作することといたしました。令和3年度は、制作したバーチャルリアリティー企業見学ツアーを実施し、地元企業の技術や仕事現場を見て社員の思いを聞いて地元の魅力ある企業を知る、こういったことができる貴重な場として星槎国際高校、滝川西高校、芦別高校など52名の学生に参加いただき、11月には企業のPR方法や採用方法を学ぶセミナーをオンラインで開催し、19社に参加いただいたところでございます。コロナ禍により、計画していた事業が中止となり、思うような取組ができない状況で具体的な成果をお示しすることはできませんけれども、今後も4市町が連携を図り、地元で働く人たちの思いをお聞きしながら、企業の魅力を伝える機会の提供やこれらの取組を通じて地元企業を就職先の選択肢に入れていただき、人手不足の改善につなげ

てまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君） [登壇] ただいまNAKASORAにこよう推進協議会の事業等説明いただきましたが、コロナ禍の中で計画していた事業が中止となり、思うような取組ができない状況で具体的な成果を示すことができないと、これは理解いたしますが、NAKASORAにこよう推進協議会における活動で地元企業の人手不足は解消されたのかどうかお聞きいたしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（磯貝直輝君） 地元企業の人手不足の解消ということでございますが、ハローワーク滝川管内の新規高等学校卒業者の就職状況につきましては現在求人数は減っておりますが、就職内定率を見ますと、平成30年が98.2%、平成31年が98.5%、令和2年が98.8%、令和3年につきましては99.4%となり、増加傾向にあると思っております。また、労働基本調査による市内企業の新規学卒者の採用状況につきましては、高校卒業だけではなく短大卒、それと大卒を含みますが、平成30年が15社で28名、平成31年は12社で39名、令和2年は14社19名で、令和3年は16社56名というふうになっております。こちらにつきましても増加傾向にあるというふうに感じております。また、現在も求人情報を出されている企業もあり、業種によっては運転手や、また特殊技術者が欲しいという企業もございますが、アンケートでは新規採用者の中には合同企業説明会等に参加された方もおられるといったことから今後につきましても企業や学校と情報交換しながら効果的な事業を研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君） [登壇] ただいま担当課長から地元における就職率の話ありましたけれども、地元企業で運転手や特殊技術者の不足がある企業があると、このような報告でありますけれども、NA

KASORAにこよう推進協議会の活動を活発化し、赤平市においてもものづくりのまちを維持するためにも人手不足が起きないように要望して、この質問終わりたいと思います。

次に進みます。要旨3、地域の振興についてお尋ねいたします。当市において数少ない観光資源の中で、特に交流人口の増大についてお尋ねをいたします。エルム高原の緑豊かな自然環境と温泉やキャンプ場、コテージ、流先生の彫刻作品等のPRと関連するソフト事業による交流人口増大や情報発信基地AKABIRAベースのPRや農産物販売等で市内への流入人口の増大に結びついたかをお聞きしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 地域振興についてでございますが、初めに交流人口とは目的を持ってその地域を訪れる人たちのことを指しており、具体的には観光や通勤、通学、習い事やスポーツ、レジャーなどが挙げられると思います。赤平市の交流人口として観光やレジャーなど、代表的なものが炭鉱遺産であります。旧住友赤平炭鉱立坑やぐらや自然を生かしたエルム高原の温泉、キャンプ場となってまいります。そのほか、イベントにおきましては、あかびら火まつりやらんフェスタ赤平、産業フェスティバル、ツクリテフェスタ、100キロウオークなど数多くのイベントが挙げられると思います。赤平市の2021年度の観光入り込み客数は17万6,200人であり、対前年比95.4%となっております。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて減少したところであります。市内への流入人口につきましては、なかなか数字的にどれくらいの方が町なかへ流入があったかお示しすることは難しいのですが、この夏にテレビ番組のロケ地となった場所が一般公開となりまして、1か月間で約3,000人の方が赤平市を訪れていただきました。その中で市内飲食店へのスタンプラリーも開催され、タクシーや公共交通の利用、またスーパーやコンビニをはじめ、スタンプラリー以外の飲食店やお菓子屋さんなどにもお立ち寄りいただく

など、多くの方に市内の商店等をご利用いただいたところでございます。コロナ禍によってイベントの中止や行動制限が続いておりましたが、市内中心部のにぎわいを創出するためにもこのような観光振興策等による市外からの交流人口の拡大も大切であるというふうに考えておまして、炭鉱遺産や歴史文化の活用、イベントの開催、農産物や特産品の活用、そのほか実行委員会や民間団体によるイベントへの支援など、本市の魅力ある観光資源を活用することが必要であるというふうに考えております。今後も関係機関や関連する団体とも連携を図りながら、また赤平を訪れたいというふうと思われるような取組を検討してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君） [登壇] 赤平市の昨年度の観光入り込み客数が17万6,200人ということですが、市内への流入人口については数字的に示すことができないとの答弁でしたが、市内への流入人口を増大につなげるという市長の方針なのにかかわらず数字的に示せない、これはどういうことなのか、誠に残念であります。市長の言う方針がここでは全く生かされていない。エルム高原の入場者数は、第2回定例会の中で報告ございました。これは、ある程度の数字的なものがあるから分かります。けれども、市長は美しい言葉で交流人口を増やしたい、あるいは流入人口を増やしたい、そういう方針であれば、それに応じた対応すべきだと思います。全くされていない、ここは非常に残念に思っております。赤平市には、緑豊かなエルム高原やあかびら火まつり、らんフェスタ赤平、ツクリテフェスタなどのイベントでまだまだ観光客を受け入れる余地はあります。コロナ禍にあつて本市の魅力ある観光資源を活用することが必要と考え、また赤平を訪れたいと思われるような取組を検討するとのことですが、期待もしたいと思いますが、いずれにしても市長の言う方針がきちっと市民に分かるように示していただければと思います。

次に進みます。要旨4、公約の進捗状況についてお尋ねをいたします。市長は、大きな公約として2つ掲げました。その一つである事業の決定過程の透明化について、事業規模、長期的利用度、代替案等の行政側からの積極的な情報提供はなかったのは財政運営に影響を及ぼす大型の事業がなかったからだと、そういうふうに表示しております。本当に財政運営に影響を及ぼす案件はなかったのか、これについて市長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 事業の決定過程の透明化についてでございますが、令和3年第4回定例会の一般質問の中でお答えさせていただきましたが、事業決定過程で事前に内容見積りなど情報提供し、重要な施策となる大型事業等で財政運営に影響を及ぼすような事業が結果としてありませんでしたので、政策決定プロセスの透明化には取り組めていない現状でございます。現在取り組んでおります旧3小学校活用に関わる件に関しましては、市民と共に具体的な情報提供をしながら事業を進めていく準備に取り組んでおります。事業が地域のためになり、情報提供の下、議論が進められ、住民が納得できるプロセスを経て事業を決定できるよう今後も事業の決定過程の透明化に取り組んでまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君）〔登壇〕 ただいま財政運営に影響を及ぼす事業はなかったとの答弁ですが、確かに事業はありませんでしたが、今私がお聞きしたのは案件はなかったかと聞いているわけで、これ私にとっては案件はあると、このように思っております。それは、赤平市民にとってライフラインの一つである水道事業であります。水道事業については、人口減少による水需要の低下や浄水場や管路等の老朽化に対し、中長期視点に立った水道事業の検証し、事業規模の見直し、抜本的な経営効率化に必要な検討すると、このように表明しております。それでは、どのような検討がされたのかお聞きしたいと思います。

す。事業はなかったけれども、案件はあると、これについて市長はどのように考えるかお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 水道事業の案件についてご質問の事業の検証、見直し、検討をどのように行ってきたのかといったところだったかというふうに思いますけれども、水道施設の浄水場、取水場、そして管路の老朽化が進んでいることについては認識してございます。また、水道事業は、企業会計原則に基づき、原則として独立採算方式で行われており、事業運営の健全性、安全性には適正な水道料金による収入の確保が不可欠であります。その中で令和2年度において資産管理の手法として用いられているアセットマネジメントを実施し、今後100年間における資産の健全度を把握、検証し、更新時期の見直しにより今後の事業費を削減し、経営戦略に反映させたところでございます。また、今年度配水施設の統廃合を検討し、さらなる事業の見直しを進めているところでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君）〔登壇〕 ただいま水道事業については答弁いただきましたけれども、浄水場や管路等の老朽化に対し、早急に対処しなければならぬ事案であると、このように思っております。今市長さんのほうから独立の企業経営ということも話ありましたけれども、いずれにしても赤平市の水道事業の運営方法について決定できるのは市長さん、あなただけです。早急に運営方法の方向性やかかるコスト等を市民に示すべきであると思えますが、この考えはいかがですか。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 水道事業の方向性についてでございますが、水道基盤強化に向けての法律が改正され、国、都道府県、市町村及び水道事業者に対してそれぞれの果たすべき責務が規定されてございまして、現在北海道においても施策を策定中なことか

ら、今後の運営方法につきましてはそれらも含め検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君）〔登壇〕 ただいま今年度配水施設の統廃合を検討してさらなる事業の見直しを進めており、今後の運営方法についてはこれからのことと理解いたしました。公約の財政に影響を及ぼす大きな事業はなかったのではなく、水道事業のような財政に影響を及ぼす大きな案件はあったわけで、水道事業の運営の方向性の決定を意図的に先送りし、なかったとしたと思っております。いずれにしても、老朽化した管路の破裂や災害による給配水が不能にならないよう早急に対策を講じることを要請して、この質問終わりたいと思います。

件名2、市政運営についてお尋ねいたします。項目1、旧3小学校活用検討会議についてお尋ねいたします。本年第2回議会において旧3小学校の空き教室の管理運営についてお尋ねしたところ、旧3小学校活用検討会議を立ち上げ、副市長を議長に関係課長と協議を開始したとのことですが、昨日の同僚議員の質問に対する答弁でおおむね理解をいたしました。協議の議長をされている副市長より協議の進展状況を改めてお聞きいたしたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 副市長。

○副市長（永川郁郎君） 旧3小学校活用検討会議の具体的な進捗状況の件でございますが、私が議長となりまして各関係課長と協議を進めており、6月と8月の2回検討会議を開催をしたところでございます。検討会議における協議の進展状況についてのご質問ということで、昨日の一般質問に対する市長からの答弁と同様となってしまいますが、お答えをさせていただきます。

これまでの協議の内容といたしましては、第1回目の会議では旧3小学校の利活用についての課題整理や進め方などの目的を共有し、既存施設の状況、安全性、コストをデータ化し、検証していくことについて協議をいたしました。8月8日の第2回検討会議では、それぞれ3小学校ごとに超概算ではござ

いますが、改修費等のコストを算出し、協議いたしました。想定以上の費用がかかることもございまして、旧平岸小学校を平岸コミュニティセンターのように改修する活用方法につきましては財政的に非常に厳しいとの意見も多く見られたところでございます。それらも含めまして、旧3小学校の建物の状況や地域特性、用途地域等も考慮した中で地域活性化も期待できる民間活用案などを中心に協議をしていく方向でございます。なお、議会や周辺地域にお住まいの方をはじめとする市民の皆様にご提示できるようにさらに精査をしているところでございます。私も議長といたしまして、協議を進めていく上で最善の方策が導き出されるよう適切な情報を提供してまいりたいと思っておりますので、いましばらくお時間をいただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君）〔登壇〕 ただいま協議の内容については旧3小学校の建物状況や地域特性等考慮し、地域の活性化も期待できる民間活用案を中心に協議をしていく方向との説明がありました。おおむね理解をいたしました。それでは市民への情報提供と市民の意見を聞く場面はいつ頃と考えるのかお聞きいたしたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 副市長。

○副市長（永川郁郎君） これにつきましても昨日の答弁と重なる部分がございますが、市民の皆様にご提示できるものにするためにはさらなる精査が必要と考えられますので、いつ頃かということに対しては明確な時期をお示しできないことは大変申し訳なく思っております。ただし、行政側からデータ提供等がない状況であっても、逆にフラットな状態で率直に地域住民の意見やニーズを聞くことはできるわけございまして、この部分については例えば来月開催を予定しております住民懇談会や、あるいは地域の集まりなどに出向いてごつくばらん意見をお聞きしたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君）〔登壇〕 明確な時期は示せないということなのですが、一つの案として住民懇談会も予定の中に入っていると、このように理解しますが、いずれにしても事前に情報を流しておかないと、その場で結論を求めても無理だと。そういう意味で事前に情報を提供し、住民が分かりやすいように説明をお願いしたいと思います。これでこの質問終わります。

次に、項目2、中空知地域公共交通活性化についてお尋ねいたします。要旨1、この質問も本年第2回議会において中空知地域公共交通の在り方についてお尋ねしたところ、中空知地域公共交通活性化協議会を立ち上げ、協議を始めているとのことで、赤平市は地域間交通の中でも中央バス路線の滝芦線と歌志内線を主に協議の予定であり、市民の足として欠かせない重要な交通機関と認識しているとの答弁をいただきました。その後の進捗状況についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 本年6月の第2回定例会において、中央バスは赤平市民の足として重要な交通機関であるという認識の下、どのような、そしてどの程度の協力、支援ができるか、沿線市町と情報共有、連携を図りながら検討してまいりたい、加えて中空知地域公共交通活性化協議会、滝芦線、歌志内線の専門部会で協議していく旨の答弁をしたかというふうに思っております。その後の協議の進捗状況はいかがかというご質問かというふうに思いますが、動きといたしましては7月29日、第2回協議会が砂川市役所で開催され、中空知地域公共交通計画策定までのスケジュールについて確認されたところであります。また、同日協議会終了後第1回目の専門部会が開催され、公共交通利用実態調査や中空知住民アンケート調査の方法等について協議されたところでございまして、実態調査においてはJR根室線のほか、中空知地域内の中央バス全路線、全便に調査員が乗り込んで各種調査を行う予定でございま

す。また、住民アンケートについては、中空知地域住民約1万世帯に対し公共交通に関するアンケート調査を今月中に実施する予定でございます。これらの調査結果も参考にしながら、今後中央バスに関する議論が深まっていくというふうに思いますが、今のところ前回のご質問、答弁から大きな進展はないということをご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君）〔登壇〕 進捗状況は、前回の質問から大きな進展はないということでございまして、おおむね理解をいたしました。

それでは、本格的な協議は今後ということだと思いますが、それでは赤平市の基本的な考えとして現行路線の確保、便数の確保についての考えは変わりはありませんと思いますが、いかがですか。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 前回のご質問でもそのようにお答えさせていただいておりますが、考え方に変わりはございませんし、本市以外の沿線市町もそれが理想であると考えているかというふうに思っております。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君）〔登壇〕 分かりました。赤平市の基本的な考えは変わらないと。理解をいたしました。

それでは、今後協議に臨むに当たって中央バスへの具体的な協力や支援の内容について改めて確認をいたしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） どのような、そしてどの程度の協力、支援ができるか、沿線市町と情報共有、連携を図りながら検討してまいりたいというふうに考えております。なお、現行路線の確保、便数の確保は共通の認識だというふうに思いますが、確保するために中央バスの赤字を沿線市町で負担してくださいというふうになりますと、各市町の中には足並みがそろわないということも考えられるところ

でございます。そのような状況の中、どのような、そしてどの程度の協力、支援ができるのかということにつきまして今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君）〔登壇〕中央バスへの協力や支援は、沿線各市町の現状から見れば異なる部分はあるかと思いますが、現行路線の確保と便数の確保についての考えと乗車人員を増やすことは共通の認識だろうと、このようにも思っております。

そこで、乗車人数が少なく、減便の話も前回の議会で答弁にありましたが、乗車人数を増やすべく乗車促進対策を早急に講ずるべきと思いますが、対策は考えておられるのかお聞きいたしたいと思いません。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君）乗車促進対策ということでございますけれども、中央バスによりますと乗車人数の減少は沿線市町の人口減少に影響されているほか、コロナ禍ということで利用を控えるといった状況も見受けられるようでございます。現在本市の高校生は、市外の高校に通わざるを得なく、通学費等助成を行っております。また、バス通学の中学生に対し定期券の現物給付を行うなど、中央バスへの支援、乗車促進につながっているというふうに考えております。私どもといたしましては、中央バスはもちろんでございますが、JR、ハイヤーなど市内の公共交通を維持、確保していくためにも多くの皆様にご利用いただきたいというふうに強く願っているところであります。先ほどの答弁の中でも触れさせていただきましたが、中空知地域公共交通実態調査の結果なども参考にしながら検討してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 北市議員。

○5番（北市勲君）〔登壇〕中央バスは、市民の足と重要な交通機関としての認識であるわけですが、乗車促進策は現路線と便数の確保につながる、これは赤平市単独でもできる対策でもあると思いま

す。確かに人口減少問題、それからマイカーの普及、いろんな状況ありますけれども、しかしこれがなくなったことを考えると非常に暗たんたる気持ちになります。なくさないためにはどうするか、やはり乗車人数を増やすしかない、あるいは支援金を出すしかない、こういうことになりますけれども、今できることは乗車人数を増やすことです。これは、学生さんだけでなく、我々一般社会人もこれに協力するような対策を講ずるべきと思っておりますが、でき得る対策を講じて現路線と便数の確保に努力されることをご期待申し上げて、この質問終わりたいと思います。ありがとうございました。

以上で私の質問は全て終わりました。先ほど特に水道事業の件ですが、水道の事故といいますか、老朽管の破裂、あるいは災害による給配水の不能、これはいつ起きてもおかしくない、そういう意味で早急に対策を取らなければいけないと、このように思っておりますので、よろしく願いして質問終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩といたします。

（午前10時46分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序6、1、公共施設の有効利用について、議席番号9番、御家瀬議員。

○9番（御家瀬遵君）〔登壇〕議席番号9番、新政クラブ、御家瀬遵です。通告に従いまして、質問させていただきます。なお、同僚議員の質問と重複部分があるかと思いますが、答弁のほどよろしく願いいたします。

件名1、公共施設の有効利用について、項目1、旧3小学校の利活用の進め方について、要旨1、これまで旧3小学校の利活用問題については過去4回定例会の中で質問しております。ようやく旧3小学校活用検討会議が立ち上がり、検討が進められているとのことです。現在の国際情勢により、物価や原

材料の高騰による影響を考えると、3小学校全てを公共施設として活用することは当市の財政的に非常に難しいことは明白であると考えています。将来負担やコスト面を考えても、3校で民間活用できる旧校舎や体育館はできるだけ早く売却に向けて動きを進めるべきだと思います。旧3小学校それぞれの地域についても考え方はあると思いますが、茂尻地区を例に挙げると、小学校、中学校も閉校し、地域の活性とコミュニティの維持に大きな問題を感じており、この空き校舎問題への対応が遅れば遅れるほど施設的な消耗度は早く、市場価値も下がってしまうことから、早期に取り組まなければならないと考えます。茂尻地区の声としては、地域活性化につながる利活用を望むものが多く、3校同時に足並みをそろえて進めるより、それぞれの学校の状況に応じ、できるところから1つずつ迅速に進めていかなければと思います。また、民間活用に向けて活用していただける可能性のあるところには民間事業者と対話による意見をいただくサウンディングなどの手法を取り入れ、活用に向けて検討してはいかがかと思います。伺います。よろしく申し上げます。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 旧3小学校の利活用に向けての進め方についてでございますが、8月8日に開催いたしました旧3小学校活用検討会議の中でそれぞれの学校の施設状況やコスト面について協議し、市民の皆様にご提示できるよう進めているところであります。協議の中でも物価や原材料の高騰により、改修や維持管理に関わるコストを概算で算出いたしましたところ、3小学校全てを公共施設として活用することは非常に難しいという意見も出ております。議員の言われております民間活用に向けてでございますが、検討会議の中でも地域活性化も期待できる民間活用案なども中心に協議していく方向であります。なお、議会や周辺地域にお住まいの方をはじめとする市民の皆様にご提示できるものにするためには、さらに精査が必要と考えております。地域の状況に応じ1校ずつ進めるこ

とにつきましては、それぞれの地域の用途や活用する際の制約を整理し、住民との協議が調い次第対応してまいりたいと考えております。また、民間事業者との対話によりご意見をいただくサウンディングの手法につきましても貴重なご意見として参考にさせていただきます、今後の旧3小学校活用検討会議の中で検討してまいりたいというふうと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 御家瀬議員。

○9番（御家瀬遵君） [登壇] 地域それぞれの異なる状況の中でいち早くできるところから進めていかなければ、遅れてしまうことが地域によって不利益になるのではと思います。他市町村においても今後廃校活用問題が大きくなっていくことは予想されますので、民間活用などの場合は早い段階での広い周知が活用を考えている民間事業者の選択肢に影響を及ぼすこととされますので、迅速な対応をお願い申し上げます、質問を終わります。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩といたします。

（午前11時02分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序7、1、食の安全保障について、2、相続手続きについて、3、公共交通の確保について、4、子供の感染症対策について、5、市中におけるカラスの生態と生活被害の懸念について、6、DX（デジタルトランスフォーメーション）の当市の取り組み方について、7、防災について、議席番号3番、鈴木議員。

○3番（鈴木明広君） [登壇] 議席番号3番、鈴木明広、通告に基づき、質問させていただきますので、答弁のほどよろしく申し上げます。

それでは、件の1、食の安全保障について、項目1で化学肥料輸入確保が困難になり、価格が高騰する不透明な時代に対応するための自治体の役割についてお聞きしたいと思います。政府は、令和4年

度のコロナ対策予備費に肥料価格高騰対策事業としておよそ790億円を計上しました。化学肥料価格が急騰していることから、海外原料に依存している化学肥料の20%低減を目標にして、堆肥等の国内資源の活用を進めるための取組を行う農業者に対し肥料コスト上昇分の70%を支援することを通じて農業経営に及ぼす影響を緩和する目的です。日本の農業は、戦後農業資材、化学肥料や農薬の原料のほとんどを輸入に依存しております。特に化学肥料の原料は化石資源であり、化石資源は無限でないばかりか現在問題になっていますロシア、ベラルーシ、そして中国などに偏在しております。今後は、これまでのように手に入らない事態になると警鐘を鳴らす専門家は少なくありません。これまでは、これらは金を出せば買うことができました。しかし、我が国は、現在進行しております円安が止められない、金融政策により従前の量を確保するのは難しくなると思われる。この問題を解決するには、これまでのように食料を海外に依存せずにグローバルな生産に頼らず地域で食を回していく政策をつくり、ローカル食のシステムに置き換えていくしかないと思われます。当市では、地域で食を循環する政策をつくり、ローカル食のシステムの構築に努めるべきであると思っておりますが、考えを伺いたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 化学肥料輸入量確保が困難になり、価格が高騰する不透明な時代に対するために自治体の役割についてでございますが、現在世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、化学肥料の原料価格が大幅に上昇し、肥料価格が高騰しているところであります。ホクレンから平均78.5%の値上げが発表され、先月には国により増加した肥料費の7割の支援として価格高騰対策が示され、当市においても負担の軽減を図るため、残り3割を支援すべく、このたびの定例会に補正予算を計上したところであります。肥料原料を多く輸入している日本でございますが、中国やロシアからの供給停滞、円安などの影響もあり、原料の調達も含め非

常に厳しい情勢であります。日本の食料におきましても外国に頼っており、特に小麦、大豆、トウモロコシなどの穀物においても輸入されております。有事の際には、海外に依存している日本にとって国民の生活に大きな影響があると感じているところであります。海外に依存した生産に頼らず、必要なものはできるだけ地域で作れるように進める必要があり、地域の消費者、学校、企業などの協力もローカルな食のシステムの構築には必要ではないかとも思うところであります。当市の農業は、お米が主体でございますが、麦やソバ、野菜といった作物も生産しており、AKABIRAベースや市内外のスーパーでの野菜の販売と野菜を使用した加工品といった地産地消にも取り組んでおります。また、減農薬米や環境に配慮した生産をし、肥料の軽減に努めている農業団体もおられます。輸入依存している我が国においては、できるだけ地域による資材の低減や作物の生産、販売、消費などの循環は必要であるというふうに考えるところであります。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 食の安全保障というのは、命に通ずる問題なので、ほとんど危機感と共通認識が一致しているので、そんなに議論の余地はないのですけれども、進め方の問題だと思っています。食料自給率がカロリーベースで37%の先進国というのは、日本が異常でございますが、普通は輸出する力がないと、農業に、やはり自立して生きていけないということを考えれば、この問題というのは非常に重要だと思います。

そこで、次、項目2としてローカルフード条例制定についてお聞きしたいと思います。5月9日付のJAコム、農業協同組合新聞ネット版によりますと、世界的な食料危機が叫ばれる中、在来種の種を守り、持続可能な地域の食のシステム導入を目指すローカルフード法案を参議院議員の川田龍平氏を中心に取り組んでいるということです。今国会での成立に向けて党派を超えた協力を呼びかけられると報じられておりました。ローカルフード法は、在来種の種が

減り続ける中で地域で長年にわたり栽培されてきた地域在来種の種を守り、持続可能な地域の食システムを導入することで生産者や子供たちの命と健康を守ることを目指す法律でございます。川田議員は、鈴木宣弘東大教授などとチームをつくって2年がかりで法案づくりに取り組んできたことであります。6月の時点では、国会でコンタクトできた与野党議員からは賛同を得たが、提出目前ではあるが、与野党の党組織としての賛同を得た形で法律成立を目指し、次期国会で成立を目指すということです。ウクライナ問題で食料安全保障は有事の激震に揺さぶられていると思います。食料自給率が低い日本は、穀物の安定的な輸入量の確保の不安が国民に募ってきております。したがって、食の安全保障のためには、国による立法と地域の実情に合ったローカルフード条例制定が両輪となって回ることが必要かと思われまます。これにより地域の農業を守り、化学肥料や農薬への依存を減らし、地域経済と環境と健康を守ることにつながると考えます。当市におけるローカルフード条例についての考えを伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） ローカルフード条例制定についてでございますが、現在国会での成立を目指しているローカルフード法案は種から消費まで地域で食に関わる全ての人を守り、環境、健康とうまく連携できることを目的としております。日本の食の多くは、外国に頼っており、種や穀物、化学肥料、農薬といった原料のほとんどが輸入されているところがあります。農業では、化学肥料と農薬を使用し、生産を行っておりますが、環境に配慮した生産をされている農業者もおられます。いずれにいたしましても、外国に依存している中、肥料や農薬の低減を図り、安心、安全な農作物作りに努め、地域で消費され、循環し、環境と地域経済の発展が必要であるというふうに思っております。ローカルフード条例は、現在のところ具体的な検討はしてありませんが、今後国におけるローカルフード法案の動向を注視してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理

解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 まだ法案が成立しておりませんので、その骨子となる内容とか研究課題が多いと思うので、現状の立場としては理解いたします。ただ、先例として愛媛県の今治市は2006年に今治市食と農のまちづくり条例を策定し、地域での農業と学校給食が基軸となって食と農が発展を遂げています。また、千葉県のいすみ市では、2014年に地域の農家を作る有機米を学校給食で活用する事業が始められ、2018年にはいすみ市市立小中学校で使われる給食米は全て有機米にすることに成功しております。このような先例を考えて当市におけるローカルフード条例についての考えをもう一度伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） ローカルフード条例の制定についてということでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり現在のところ具体的な検討には至っておりませんので、国におけるローカルフード法の動向、これらを注視してまいりたいというふうに考えております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 これから研究課題が多いということで、今回はこれにとどめておきまして、法案の動向を見定めてからまた質問させていただきたいと思います。

続いて、件名2、相続手続についてお伺いしたいと思います。項目1、法定相続情報証明制度活用の情報提供の在り方についてお伺いしたいと思います。平成29年からスタートしました法定相続情報証明制度について案内のチラシがあります。この制度は、亡くなった方、被相続人と相続人たちの関係を法務局に証明してもらう制度でございます。特に法定相続情報一覧図は、被相続人と相続人の関係を表す家系図に似た書類が法務局にお墨つきをもらったものになります。相続手続というのは、金融機関、不動産登記、相続税申告等いろいろな場面で被相続

人と相続人との関係を証明することが求められます。手続ごとに毎回亡くなった方と相続人の関係を証明する全ての戸籍謄本を入手する煩わしさの低減は、相続人の心中を察し、寄り添っていくことであり、それにより行政の寛容性に通底すると思われまゝ。法定相続情報一覧図がありますと、関係性が証明できる各種の手続で戸籍謄本の束を何度も提出する暇が省けます。ただ、私が知る限りにおいては、当市の住民の間ではまだあまり知られていないと受け止めております。しっかりとした周知をして広く浸透させる必要があると思いますが、考え方を伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 法定相続情報証明制度活用についての情報提供の在り方についてでございますが、ご家族が亡くなった場合、死亡届を出す以外にも預貯金口座の解約や不動産の名義変更など様々な手続が必要になってまいります。これまでは、提出先の数だけ戸籍や除籍などの関係書類をそろえなければなりませんでしたが、この制度を利用することで集める書類は1部ずつだけでよく、時間や費用を大幅に短縮することができます。利用方法といたしましては、相続人または代理人が戸籍及び除籍謄本等を収集して法定相続情報一覧図を作成し、所定の申請書とともに法務局へ提出いたします。法務局では、確認後に提出書類を保管、必要に応じて登記官の認証文付きの法定相続情報一覧図の写しを必要な範囲で複数通無料で原則5年間交付を受けることができ、戸籍の束の代わりにその証明書で各種相続手続が可能となります。この制度は、今から5年前の平成29年に国が新設したものであります。当市では、死亡届が提出された際に担当窓口で法定相続情報証明制度のチラシをお渡ししておりますが、議員のご質問にもありますように一般には周知が進んでおらず、このほど札幌法務局滝川支局長から市民への周知協力の依頼もあり、広報あかびら及び市ホームページに掲載する予定でありますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君） [登壇] 質問の時期と多分偶然一致して法務局のほうから周知するようというふうなことがあるのと、また当市におきましても広報あかびら及びホームページ等で周知していくということで今後広まっていくと、この利便性が理解されますともう少し広がる、またどの範囲で使えるかというふうなこともだんだん情報も集まってくるので、非常にいいと思います。

この質問と関連しているのですが、今度項目2番は法定相続情報一覧図が利用できる各機関の周知についてお伺いしたいと思います。法定相続情報一覧表は、主に亡くなった人の被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本と、また被相続人の住民票の除票または戸籍の付票、3つ目として相続人全員の戸籍謄本が要るので、実質的に戸籍全部事項証明書の内容を証明することになりますので、全ての相続手続に有効であるべきと思われるのですが、実際各機関で一元化されているわけではなく、機関によって法定相続情報一覧表を受理しないで戸籍全部事項証明書もしくはその写しを要求するところが少ないようでございます。知り合いの弁護士にこの件について尋ねましたところ、相続人にとってはメリットが高い制度だが、オールラウンドまでは至っていないのが現状である、相続人があらかじめ法定相続情報一覧図の利用が可能な機関とそうでないところの情報があれば利便性の向上につながるという見解でございました。本来は、法務局が提出先機関の対応等の詳細な情報を提供する役目を担わなくてはならないと思いますが、自治体のほうでもこの制度の利便性を高めるためのサービスが必要であるのではないかと思います。相続人が全部事項証明書等を取得する回数を減らし、手間を省くためには自治体が独自で各機関の相続必要書類についての情報を把握することが望ましいのではないかと思います。その情報を相続人に提供することが利便性向上につながると思いますが、考えを伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市民生活課長。

○市民生活課長（井波雅彦君） 法定相続情報一覧図が利用可能な機関の周知についてでございますが、この制度は相続登記の申請手続をはじめ、被相続人名義の預貯金払戻しなど様々な手続に利用されることで相続人の負担を軽減することが目的でございます。平成29年5月の制度開始以降、平成30年4月1日からは相続税の申告に利用できるようになったほか、令和2年10月26日からは遺族年金や未支給年金などの請求手続にも利用できるようになりました。しかし、一方では法務局発行の法定相続情報一覧図の利用を認めておらず、従前どおり戸籍及び除籍謄本などの束の提出を求める機関や婚姻期間の確認が必要となる寡婦年金の請求には利用できないなどの事例があります。各機関がこの一覧図を利用するかどうかは、それぞれの判断に委ねられており、国の機関においても先ほど申し上げたように制度開始以降利用できるように対応を変更している事例もある状況であります。多くの機関の様々な制度について個々に利用の可否を調査することは非常に困難であることから、市で把握できた情報については分かる範囲でお伝えすることも可能ですが、最終的にはご本人から提出先の各機関へ確認が必要になると考えております。議員もご承知のとおり、本制度の運用は国が行っておりますので、法務局などからの情報提供があった場合には市民へも伝えていきたいと存じますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 ただいまの答弁のとおり、様々な機関でいろいろなやり方が残っているというのは早く一元化しないといけないと思います。ただ、一応こういうふうなものを手続に簡素化で使えるということなので、情報の集積を図っていくと。集積ということは、使った方の体験談とかを聞いて、それを集めまして、どういうふうな形にするか分かりませんが、窓口対応でできる範囲で、最終的には使用者の方の責任でありますという前提ですが、情報を差し上げることによって使いがまたよくなるのではないかと思います。今後こう

いうふうなことが進んでいくことを期待して、次の質問に移させていただきます。

今度は、項目3で相続不動産の登録義務についてです。これは、空き家問題に非常に関連していて、本市にとっても切実な問題だと思われまますので、質問したいと思います。令和3年4月に民法等の一部を改正する法律及び相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律が可決、成立しました。以前は、相続不動産の登記は義務化ではなく、実家の名義のまま放置されるケースが多かったのですが、2024年4月からは自己のために相続開始があったことを知り、かつ当該所有権を知った日から3年以内に名義変更する相続手続をしないと10万円以内の過料の対象となります。2015年に施行されました空家対策の推進に関する特別措置法により、本市の担当課は空き家の調査、特定空家等の指定、助言、指導、勧告、命令、代執行の手続の流れに沿って仕事を執り行っているのですが、担当課の報告によれば作業の障害となるのは多人数に及ぶ相続人特定の煩雑さであると。相続不動産の登録義務化は、今後空き家対策の包囲網の強力な切り札になるのではないかと思います。今後どのような周知を企画しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 相続不動産の登録義務化についてでございますが、現在相続登記の申請は義務ではなく、申請しなくても不利益を被ることが少ないことから、相続登記をしていない事例が散見されております。そのため、全国的に見てみますと、土地の所有者が判明せず、民間の取引が阻害されたり、公共事業や災害復旧事業が円滑に進まなかったりと土地の健全な利活用に一部では支障が生じております。また、建物についても都市部への人口移動や高齢化の進展等により相続登記がされないまま放置され、所有者が不明のままの家となってしまうケースが発生しております。このようなことから、国では令和6年4月から不動産を取得した相続人に対し、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請

をすることを義務づけるように関係法令を整備したところであります。この制度が施行された場合、土地、建物の相続がされることにより本市においても空き家等の所有者を把握することに関しましては現在より容易になると考えられております。

ご質問にありましたどのような周知を企図しているのかということについてでございますが、現在は法務局からの依頼により税務課の窓口パンフレットを配置しているほか、死亡届が提出された際に市民生活課窓口で相続登記に関するチラシをお渡ししております。今後は、令和6年度からの法律施行に向け、法務局等の関係機関と連携しながら周知してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君） [登壇] 相続手続が義務化されますと、確認が進んで追跡調査がされて簡素化されるということで、ぜひともこの制度にのっとり市民の皆様の方々にも周知徹底を図っていただき、これは最終的に多分行政コストの削減にもつながることだと私は思うので、ぜひとも周知徹底していただきたいと思っております。

それでは、次の件名3、公共交通の確保、項目1、根室本線維持のための費用便益分析実施についてお伺いしたいと思います。国交省の有識者検討会がローカル線の在り方について方針をまとめました。提言の骨子では、見直しの目安を輸送密度1,000人未満などとし、輸送密度に関しては令和2年、滝川富良野間の輸送密度は190人で、約9億7,000万ぐらいの赤字、令和3年度は輸送密度が201人と若干改善されましたが、11億円ぐらいの赤字が出ていると、そういうふうなことになっています。国は、廃線ありきではないと言うのですが、私は1987年の国鉄民営化以来の全国的なローカル赤字路線の本格的な見直しに本腰を入れ始めたのではないかと警戒しております。JR北海道では、沿線自治体と協働でアクションプランを継続して行い、利用者増加を促進しております。また、JR北海道においても人件費等の経費削減に取り組んでおります。しかしながら、懸

念な努力にもかかわらず、JR北海道は黄色線区のみならず、全線区で赤字というのが現実です。ポストコロナで国内外から旅行者が従前の水準に回復基調に転じたとしても、JR北海道の経常収支から推計しますと、国から毎年総額最低でも500億円ほどの財政支援頼みから脱却するのは困難であると考えられます。しかしながら、鉄道を採算だけで評価するのは、日本独特の考え方でありまして、地域の社会資本として評価する世界標準の考え方が徐々に広まりつつあります。こういうふう指摘する専門家も少なからず存在します。近年の鉄道路線の存廃論議におきましては、費用便益分析に基づいた議論がないがしろにされていると感じます。費用便益分析というのは、時間短縮便益や道路渋滞緩和便益等の社会的便益の合計見積額が鉄道の赤字を上回る効果が発生しているか否かを数値化するものでございます。専門家によれば、仮に鉄道が赤字だったとしても、社会に対する経済的価値が赤字額を上回っている場合には鉄道が存続と判断されるケースも多いとのことであります。鉄道廃止によって不利益を被るのは、地域に暮らす住民と事業を営む商工業者であることを踏まえれば、本市は費用便益分析を実施すべきであると思っておりますが、お考えを伺いたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 根室本線維持のための費用便益分析の実施についてでございますが、根室本線は赤平市と他市を結ぶ広域的な公共交通として生活やレクリエーションに欠かせない重要な公共交通であります。高校への通学や通勤利用者もいる中で廃線ありきで考えられては困る生活路線として、存続と維持に向けて沿線自治体と協力し、地域の声の集約をしていかなければならないというふうに考えております。赤平市も沿線自治体で組織されております根室本線対策協議会の中で鉄道を持続可能に維持する取組を進め、地域一体となった根室本線事業計画、アクションプランを策定し、協議を進めているところであります。しかし、実際のところ鈴木議員がご

指摘のとおり利用者の回復は難しく、収益だけに特化して改善点を言われましても、かなり限定的な効果にとどまるどころでもございます。その中で国土交通省や有識者がまとめたものに対して、赤平市としてどのように対応していくかは非常に重要なことであり、それが市民の鉄道維持の意識醸成につながっていかねばならないというふうにも考えております。

方策の一つとして、鈴木議員がおっしゃられた費用便益分析でございますけれども、科学的根拠として有効性、便益性を数値化することにより市民の肌感覚による廃線の危機感を論理的に証明し、廃線ありきの方向性を払拭するに値するものかもしれません。しかしながら、根室本線対策協議会におきましてもまだそのような検討がなされていない中でございまして、当市独自で実施することは困難であるというふうに推測しております。現行のアクションプランにも効果に限界がございまして、まず手始めとして当市で便益がどの程度あるか、社会的便益を項目化し、独自調査した上で数値化して分析し、科学的根拠につなげることで、そして専門家や学識経験者から相談、助言を求めるような体制を構築していくことも大切であるというふうに思っております。しかし、限られた職員体制ということもございまして厳しい状況ではございますが、ご提案のことも含め研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 ただいまの答弁からは、この便益分析をすれば効果があるということの認識は一致しているのだが、それを実施に移すかどうかというところがどうも論点になりそうなのです。そうしますと、限られた人員、そういうふうなものでは非常に難しい、ハードルが高い面があるかもしれない。しかしながら、専門性を持つマーケットコンサルタントなどに委託します、費用をかけるのですけれども、結局は。そういうふうなもので出てきたもので新たな理論武装しないと、私は国やJR北海道に対して訴える力は情緒的なものでは役

に立ちにくいのだと思います。したがって、絶対とは言わないですけれども、なるべくこういうふうな科学的根拠に基づいてやっぱり市民の意識醸成に努めなくてはならないのではないかと思います。

それで、先ほど同僚議員のほうからバス路線の話が出たのですけれども、バス路線について、実はJR石勝線の夕張支線が廃線し、バスに移譲しました。完全に移譲したのですけれども、20年間で7億5,000万円の支援金をJRが支出したのですけれども、ただしその費用がなくなれば、それ以降のことはJRとしては関知しませんよという厳しい条件付だったのです。それを調べてみますと、5年後ぐらいには高齢化が進んでいて退職者が増えてしまうので、バスを鉄道廃止の2倍の量に増やしたのだけれども、どうもそれが維持できなくなってしまうと。つまりJRが止まってしまってバスに移譲するとしても、乗合バスの増便をしようとしてもなかなか立ち行かないのではないかとということがあるのです。その件についてどういうふうに考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） JRが廃線となった場合のバス路線への転換についてでございますが、報道等でもJR廃止によるバス転換の記事を目にしているところでございます。重要な交通インフラでありますJRが廃線となりますと、地域間交通網に大きな影響を与えましてトータル輸送能力も下がりますことから、地域への影響も懸念されると思います。公共交通の要としての鉄道の廃止は、地域の一層の過疎化を促し、ひいては北海道経済全体にも影響を与えることが懸念され、その存続については時間をかけて慎重に議論されるべきと考えております。根室線の維持につきましては、赤平市1市だけの問題ではなく、沿線市町とつながっておりますことから、今後におきましても根室本線対策協議会において取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 根室本線対策協

議会のほうで共同でいろいろ訴えかけていくのもいいのですが、市独自の理論武装をなさって科学的根拠に基づいた考えで市民の意識を醸成していくことも大切だということをもう一度繰り返して、次の質問に移させていただきます。

次は、件名4、子供の感染症対策について、項目1として新型コロナ感染症対策のための子供の免疫低下が引き起こす様々な感染症についての対応についてお伺いしたいと思います。国内において8月に入ってから、通常でははやらない時期にもかかわらず子供の感染症が爆発的に流行しているとの報道が矢継ぎ早にされております。8月初旬時点で大阪府の感染症情報によると、子供のRSウイルスの感染が6月頃から府内の患者の数が爆発的に増えていると。7月24日時点で1,417例が確認されている。8月4日には、東京都では手足口病が7月25日から30日に患者報告数が警報レベルになったということです。警報レベルになるのは、2019年以来3年ぶりという報道がありました。東京のある小児科クリニック医師は、手足や口に発疹ができる手足口病はこれまでまれだったが、次第に増加し、8月18日、19日と合わせて5人ほど診断されたと。また、熱やせきなど風邪のような症状が出るRSウイルス感染症は、1日に数人ずつ確認されて、ピークは過ぎたものの、例年よりは患者の数が多そうです。その原因について小児科や感染症専門家は、子供の新型コロナウイルス感染症対策の徹底により、子供は本来いろいろなウイルスにかかることを繰り返すのが通常でございますが、免疫力が落ちてきたところで行動制限も解除され、いろいろな感染症にかかりやすくなっている、またコロナが出ておよそ3年近くたち、我々の行動が変わった結果、子供が本来この年にこれに感染していくということを繰り返してきたが、それが全く起きなくなった、本来の今までの見てきた感染の山よりも大きなものが来たり、同時に起きてしまったり、様々なバランスが崩れたという状況であると分析しております。大人が立てましたコロナ対策の弊害によりまして、子供の感染症爆発

が生じるというのは全く皮肉な状況です。行動制限が解除され、夏休みは日本全国で人の移動もコロナ前に回復しつつある中で時間差で道内にもRSウイルスや手足口病等の感染症が拡大する懸念がありますので、当市はどのような対策を取るかお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 子供の免疫力低下が引き起こす様々な感染症の対応についてでございますが、手足口病に関しましては滝川保健所管内において2019年8月上旬から10月上旬にかけて警報レベルの流行があった以降、2020年、2021年に大きな流行はありませんでした。今年は、北海道全体で流行し始めた7月下旬から滝川保健所管内においても患者数が増え始め、8月中旬には警報レベルになっております。RSウイルス感染症は、例年冬期に流行しやすい感染症でございますが、2020年はほとんど流行せず、昨年は全国的に7月中旬をピークに流行し、滝川保健所管内でも7月中旬から9月下旬まで警報レベルを超える流行がありました。今年も警報レベルは超えていないものの、全国同様滝川保健所管内において6月下旬から増加しております。通常手足口病は、水疱性の発疹ができるものの、発熱は3分の1程度であり高くならず、高熱が続くということはないというふうに言われております。しかし、まれに髄膜炎や脳炎など重篤な合併症を引き起こす場合があります。RSウイルス感染症は、初めての感染時に症状が強く、38度以上の発熱や25%から40%の乳幼児に気管支炎や肺炎が見られます。特に6か月未満の乳児や心肺に基礎疾患を有する小児、早産児が感染すると重篤な呼吸器疾患を引き起こすことがあるため、注意が必要とされております。これらの感染症に加え、乳幼児期にかかる感染症の多くは、対症療法が主な治療法となります。乳児の頃から何度も繰り返し感染し、体の中で免疫をつけていくことで小学生くらいにはかかりにくくなるものも多数ございまして、手足口病もRSウイルスもそのような感染症であります。

しかし、コロナ禍による行動制限や接触の減少、マスクの着用やアルコール消毒などで流行が抑えられてきていると思います。流行が抑えられたことにより、免疫が低下している乳幼児や一度も感染していない乳幼児も多数いるものと考えております。市といたしましては、この2つの感染症のほか、これから流行する感染性胃腸炎やインフルエンザなどについてこれまでどおりホームページ等で流行情報について配信してまいりたいと思います。また、広報や乳幼児相談、保育所や幼稚園を介して配付している保健だよりなどを通じて手洗いの徹底など感染防止や経過観察、医療機関受診のポイントなど伝えるとともに、保育所や幼稚園と協力しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕やはり症状が悪化すると怖い病気であるということが分かりました。コロナ対策を徹底し過ぎたために、どうも免疫力が弱くなった、免疫量が少なくなったのではないかと思います。そのような免疫が低下している乳幼児や一度も感染せずにウイルスに暴露、ウイルスを体に入れたことがない乳幼児が感染し、重症化した場合、市としてはどのような対応を考えているのか伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） あかびら市立病院の小児科は、現在会計年度任用職員の小児科医師が1名で対応しております。24時間の対応が必要となる小児科の入院患者は、現在受け入れておらず、入院治療を要するお子さんが外来にいらした場合は近隣の病院に依頼する体制となっております。当病院の小児科では、これまでに手足口病やRSウイルスで入院加療が必要となるお子様はほとんどおりませんでした。議員がおっしゃるように重症化することも予測されるため、今後も近隣の病院と連携を図って対応してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕ぜひとも医療機

関使えるところを確実に周知していただいて対策に努めていただきたいと思います。これ結局コロナ対策において発生してしまった子供の感染症爆発なので、コロナ対策で8月2日に日本感染症学会などの4学会が記者会見を行ったのです。どういう内容かという、ちょっと読み上げますが、コロナが順調に経過すれば風邪と大きな違いはありません。新型コロナウイルスの検査を受けることは大切ですが、検査を受けることができなくても慌てないで療養、自宅で静養することが大切です。かかった後に重症化する人の割合は、厚生労働省から毎日報告されている資料から数千人に1人と推定されるとあるのですけれども、このことについて担当課は御存じかどうか伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（千葉睦君） 4学会の声明についてだと思っておりますけれども、それにつきましては報道等で存じ上げております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕ご答弁ありがとうございました。というのは、4学会というのは日本では最高権威に近いので、重症化する人もまれであって、風邪症状なので、私は心の中ではコロナはほとんど終息宣言だとはっきり思っております、正直に言うと。重症化率というのをちょっと調べたのですけれども、2021年の12月17日から22年の6月24日で大阪府の発表で0.11%です。致死率は、全世代で0.2%、40歳以下はゼロ%でした。もう一つ、札幌医大のサイトでは、過去7日間における国別の陽性者数をグラフで表しているのですけれども、8月19日の時点では日本はピークだったので、世界で圧倒的に断トツだったのです。これを考えると、日本はワクチンはほとんど接種率が高くて、世界でも類を見ないぐらい高く断トツで1位、マスクもほとんど恐らく99.9%の方がマスクしているのだと。重症化を防ぐワクチンを打っているのだけれども、陽性者が増える、ではマスク効かないのではないかと私思うのです、単純に考えて。マスクをつけていても

効果がないとしたら、マスク着用は感染症対策にならないと私は個人的に思っています。したがって、ハイリスク者やどうしてもつけたい人以外は、マスクの着用はもう要らないのではないかと考えておるのですけれども、お考えをお伺いしたい。

○議長（竹村恵一君） 市長、どうぞ。

○市長（畠山渉君） 今重症化率も低いと、そしてかかった後に重症化する方も数千人に1人とあったところから、マスクは効かないのではないだろうか、有効ではないのではないかと、ハイリスク者の方ですとか、どうしても着用したいという方以外は必要ないのではないかと、そういったことも宣言すべきではないのかといった議員からの大胆なご提案ございましたけれども、行政の立場といたしましてはやはり基本的な感染リスクを避けるための行動に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 エビデンスを示せなんて私は言わないです、マスクが効く。そんな議論しても始まらないので、だとすると市の対策でもマスク着用は要請だったはずなのです。要請というのは、私から考えれば努力義務か協力ぐらいなので、強制ではなかった。たしか私ワクチンについて接種の質問したときも、打ちたくない人もいるから、その人権に配慮しなさい、そういうふうなことを質問したとき、市長はそういうふうにも人権に配慮すると、人権を尊重しますと、自己決定権を尊重するような答弁をなさったと。マスクについても自分で考えて自分で決定したことについて、いじめや嫌がらせを受けることはあってはならないと思うので、やはり自己決定権について尊重してあげて人権尊重の立場から一言何かあってもよろしいと思うのですけれども、いかがお考えですか。

○議長（竹村恵一君） 市長、少々お待ちを。

鈴木議員、この質問の要旨から少しずれ出していると思うのですけれども、質問が続くようであればここで切りたいと思うのですが、マスクについてで

すので、いかがですか、鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 この質問が最後になります、今のところで。

○議長（竹村恵一君） 市長、どうぞ。

○市長（畠山渉君） 議員のほうから、マスクの着用についてはやはり人権への配慮をしてはどうかとといったご指摘だったというふうに思っております。マスクの着用というのは、議員おっしゃられているとおり絶対に有効だというふうには私も言えないのではないのかなというふうには思っております。です、マスクをしていても例えば食事のときにはマスクを外さなければならないので、でもそれ以外については会話のときにはマスクをするというようなことございますけれども、長時間いますとマスクをしていても確かに感染リスクというのは高まるというふうに思っております。全くマスクが効かないのではないのかというご指摘もありましたけれども、全く効かないということもないというふうに思っております。新型コロナウイルスについて言えば、全く効かないということはないと思いますし、そのほかの感染症にもある一定の効果はあるというふうに考えております。今の人権への配慮についてのお話もございましたけれども、着用したくないという方もいらっしゃるかもしれませんが、やはり感染リスクの高い方がいらっしゃる場合もございます。です、そういう方への配慮も必要なのではないのかなというふうに思っております。今ご指摘にありました人権への配慮についても、これからも私どもも内部のほうでも考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員、この質問はもう終わりますね。この質問に関連して何かありますか。質問でなくても……ないですか。鈴木議員、どうぞ。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 配慮する方向を検討していくと、ケース・バイ・ケースであると、マスクの着用は。そういうふうなコメントだったと思うので、しっかりと自分で考えてつけない人の人権を配慮する方向に持って行ってほしいと願ってお

ります。

それでは、次の質問に……

○議長（竹村恵一君） 次に移る様子ですので、ここで休憩に入りたいと思います。お昼に入りたいと思います。暫時休憩といたします。

（午後 0時02分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 それでは、質問に移させていただきます。

件名5、市中におけるカラスの生態と生活被害の懸念について、項目の1で廃校となった赤間小学校がカラスのオアシス化し、生息密度が高まり、行動エリアが住宅地に広がっている問題についてお伺いしたいと思います。赤間小学校が閉校した後に人がめったに立ち入らなくなって、カラスにとっては格好の遊休地となったようでございます。昨年までは、豊里地区にはカラスが大挙して押し寄せることはなかったのですが、本年6月頃から数が増えました。回遊する時間がほぼ一定であるので、私が望遠鏡とカウンターを使い、電線や民家の屋根、赤間小学校の群れの数を計測したところ、少なくとも200羽はいたようでございます。カラスによる生活上の3大被害というのは、ごみの散乱、攻撃、そして騒音です。そのほか、ふんには人体に害のあるウイルスも含まれております。また、飛翔中、飛んでいる間にふんを落とし、車や道路、雪国ではガレージを汚し、腐食を促進する原因になる懸念もございます。カラスは、非常にずる賢い、こうかつなので、人を脅かして反応を見て喜ぶこともあります。繁殖期の3月から6月は、ひなを育てることに神経が過敏になりまして、目が合っただけで人間を攻撃する過激な行動を取ることも報道されます。住民の中には、小学校廃校で跡地が迷惑施設となってしまった、環境が変わったためにカラスの生息密度が急増し、住宅地域

が遊休地となり、生活環境の秩序が混乱することに不安を訴えている方もおります。住民の不安を払拭するためには、道を歩いて日中のカラス密度などを数えるルートセンサス法や定点でねぐらに出入りする数を数え、その地域の総数を把握した上でカラスの個体数をコントロールするための方策を早急に練るべきだと思いますが、お考えを伺いたしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 市中におけるカラスの生態と生活被害の懸念についてでございますが、赤平市では北海道猟友会滝川支部赤平部会へ毎年有害鳥獣捕獲を委託し、農業被害や地域住民の生活安全の確保に一定の効果を上げてまいりました。そのうちカラスについては、じん芥処理場にてピーク時には約900羽ほど捕獲しておりましたが、令和元年に廃棄物の受入れを停止し、令和2年度の埋立て完了後には捕獲数が20羽前後と30分の1以下になっていることから、年間の捕獲計画数は80羽と設定しているところでございます。

ご質問にございました赤間小学校跡地のほかにも、文京町地区には例年より多くのカラスがいて感じております。カラスに限らず全ての野生鳥獣は、鳥獣保護管理法により許可なく捕獲したり処分したりすることは禁じられております。さらに、銃による捕獲は、住居が集合している地域や広場などでの使用制限があることから、現実の有害鳥獣の捕獲に対するもどかしさを感じているところであります。今後は、ご質問の趣旨のとおりカラスの習性や行動範囲などを研究し、これまで同様に現地を確認するなど臨機応変な対応するほか、人の約5倍というカラスの高い視力を利用し、カラスが嫌う視覚による対策をしたりする必要があると考えております。また、市民の皆様には、ごみ出しの方法や家庭菜園で放置された野菜を土に埋めるなどを周知し、カラスの餌を減らすことによる個体数の減少に努めてまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 担当課の職員のと

皆様方も現地を確認するというふうに、非常にご苦労も多いと思うのですが、臨機応変な対応しているのには間違いないと思うので、それを続けていただいて個体数の把握につながりまして、その個体数の把握やどこに営巣しているのか、巣がどこにあるのかということが分かると効果的な駆除につながると思います。ただし、問題となるのは、猟友会の方の高齢化と人の減少、それを加味しながらやらないとならないので、なかなか一挙に80羽が20羽ぐらいいしか捕れていない状態なので、そこを改善していくように要望して、次の質問に移させていただきます。

件の6番は、DX、デジタルトランスフォーメーションについてお伺いしたいと思います。項目の1は、DX推進体制の整備についてです。まず、DX化推進は、全庁的、横断的な体制を構築することが重要になります。具体的には、まずDX推進を担当する部門を設置しなければならないが、どのような体制を構築したか伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） DX推進体制の整備についてでございますが、現時点におきましてはDXの推進に係る業務に特化した部署は設置はいたしておりません。既存の機構にのっとり、電算を担当する総務課庶務係と行財政改革推進室においてDXの推進を担っているところであります。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 早い話、オーガナイズされていないので、機構化されていないので、なかなか話が進みにくいのではないかと思いますので、自治体DX推進手順書という総務省が令和3年7月7日に発表した内容によりますと、DX推進の手順はステップゼロからステップスリーまであるのですが、私が以前お聞きしたのは実はステップゼロはもう通り越して1、2だったので、今回の答弁を聞く限りにおいてはどうもまたステップゼロなのですか。こういうのを遅々として進まないと言うのではないかと思いますので、もう少し急いで体

制をつくってほしいと思います。

項目2に移させていただきます。今度は、推進のための人材任用についてお伺いしたいと思います。自治体DXの先ほど私が言った手引書によれば、推進体制の整備として各部門の役割に見合ったデジタル人材が配置されるように人材育成、外部人材の活用を図るとあります。十分な能力、スキルや経験を持つ職員の配置が困難な場合には、外部人材の活用を検討しております。令和3年第4回定例会においてCIO採用についての私の質問には、答弁としてCIO補佐官として自治体DXの推進を担うことのできる人材は確保できていないのが現状でありまして、今後議員のご指摘の点等を十分に考慮しながら早急に検討してまいりたいと思いますとのことであります。外部人材を活用するに当たっては、高度の専門知識を有する者を5年以内一定期間活用することが可能な特定任期付職員と専門的な経験、知識等に基づき助言、調査、診断等を行う特別非常勤職員として任用することになると想定されますが、今後の任用計画についてお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） DX推進のための人材任用についてでございますが、現時点における専門的な人材の確保につきましてはCIO、最高情報統括責任者補佐官の任用には至っておりませんが、外部委託によりCISO、最高セキュリティ責任者補佐官を迎え入れて庁内システムの適正化やセキュリティ対策のアドバイスを得ているところであります。また、当市の総合行政システムの導入ベンダーの担当者による「自治体DXについて」と題した研修会を該当する業務の担当者に向けて実施したところであります。今後におきましても必要となる人材の確保や体制の整備を進めていかなければならないものと考えております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 先進事例ですと、調べてみますと、人口3,000人の下川町ではCIOを

もう採用したそうでございます。歩みの速いところとそうでないところがまだらになっているのですけれども、当市は果たしてこのDXに追いつき、追い越せるのか非常に心配しているところでございます。

お聞きしたいのですけれども、CISO、最高セキュリティ責任者補佐官を迎え入れてとあるのですけれども、この方というのはDXが求めているBPR、RPA、EBPM等の業務の遂行を円滑にするような指導的な役割を果たす能力がありますか。

○議長（竹村恵一君） 財政課長。

○財政課長（丸山貴志君） 私のほうから答弁させていただきます。

現在CISO補佐官として任用して委託をしている方につきましては、今議員がおっしゃるRPAですとか、EBPMですとか、そういった部分について求めているものではございません。答弁でお伝えしたとおり、セキュリティ関係のご指導ですとか、そういった部分にひとまず特化した形で業務のほうを進めさせていただいております。これでご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 DXというのは、ガバメントのクラウドにつないで統合化、統一化されたシステムにつなぐので、それと不都合な点、そぐわない点があるところを点検しながらつないでいくという形で、それが一つの目的、もう一つはさっき言いましたとおりBPR、RPA、EBPMの行政改革もしっかり行いなさいというふうなことなので、人材として必ず必要になるのだと思います。そういう専門職を雇わない限りは、多分庁内の意識の高まりがないと思われるので、ぜひとも早く任用できるようにそういう体制を築いていただきたいということを要望して、次の質問に移させていただきます。

続いては、最後の質問なのですけれども、防災についてお伺いします。項目1は、赤平市西文京町1丁目に位置する浄水場の防災対策についてお伺いし

たいと思います。赤平市浄水場は、防災マップによれば浸水想定深が5.0から10メートルとなっております。また、当市の策定した沼田、砂川付近の断層帯による地震に想定される地震の規模は震度6強となっております。近年の気候変動により、日本各地で豪雨災害が発生しております。気象庁気象研究所によると、台風による直接的な大雨を除き、日本で起きた集中豪雨事例の3分の2で線状降水帯が発生したとされています。私は、報道で被災者の方がまさかここでというふうな言葉を、コメントを非常に重く受け止めております。危機感を持った行政の防災意識の向上が必須であると再認識しております。そこで、浄水場の防災体制についてお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 浄水場の防災対策についてでございますが、平成30年9月に北海道胆振東部地震の影響により全道でブラックアウトになり、北海道電力の供給の状況によっては全市で断水になるころでありましたが、電力の供給が早かったことによりぎりぎりのタイミングで断水を回避することができております。その後令和2年度に国の補助金等を活用することになり、取水場、浄水場と自家発電装置を設置し、停電対策を実施したところであります。しかしながら、議員ご指摘のとおり地震、水害による災害対策はなされておらず、現状における課題となっております。本市の浄水場は、昭和51年に建設し、その後住友浄水場閉鎖に伴う対応として平成8年に増築し、現在の形状となっております。このような中、当初建設部分につきましては法定耐用年数の60年経過まであと十数年の状況でありますことから今後の浄水場、そして取水場の在り方について方向性を定め、決定していかなければならないものと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 今の答弁を聞いて私の感想なのですけれども、災害が来ないように

神佑天助を祈りながら寿命を全うし、そこまですぐ活用できれば御の字である、赤平市民は運命共同体なのだから、そこを理解してくれというふうには感じてしまうのです。だけれども、これだけ災害リスク、震度6強、恐らくこれ51年だから震度5ぐらいしかたないのではないかと、私の推定です。それで、最近のような線状降水帯による豪雨、水が入れば25%以上は床上浸水なのです、災害の。そういうことを考えたら、これは私はもう移設しかないと思います。市長さんはどういうふうにお考えですか。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 厳しいご指摘ございましたけれども、今の場所から移設するしかないだろうと。それは、今のお話からしますと、耐用年数一応60年というのがございますけれども、それを過ぎた後の次の建設については移転をする必要があるのではないかとというような発言だったかというふうに、それかそれよりも前に移設を、もう移ったほうがいいのではないかと、耐用年数を迎える前に、そういうことも含めてのお話だったというふうに思いますけれども、移設するにはやはり耐用年数まで、耐用年数60年というふうには一応はなっておりますけれども、経営戦略の中ではもう少し延ばしているところもあるかというふうに思っております。そういうこともございますので、移設というふうになりますと、また計画している時期よりも早まった財政投資が必要となってくるというふうにも思いますので、そういったことも含めて、最近の気象状況によりますと今ご指摘がありましたように線状降水帯の危険性もございますから、検討はしてまいりたいというふうに思いますけれども、なかなか早急な移設というのは難しいのではないのかなと。また、この前の答弁の中でもこれまでもございましたけれども、水道に関してはいろいろな経営的なものについても検討していかなければならないものがございます。また、北海道でもそういったところも今策定しているところがございますので、そういったことも併せて

考えてまいりたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 早い話、財源が絡むので、結論は早急に出せないという問題だと思うのです。プランAとしては移設、プランBとしては共同体として運営して水を引っ張ってくる、Cプランとして北海道が多分策定しているようなものがあるかもしれないのですけれども、北海道の水道ビジョンというのを読んで、多分それを踏襲すると、それには財源のことは一切記していなくて、各自治体の共同体で運営しなさいとか、そうやって守りますとしか書いていないです。だから、結局この問題というのはプランA、BもしくはCがあるとは思いますが、耐用年数のことを言うと十数年だけれども、この計画というのは長期スパンなので、今から計画ができていないと劣化も進むし、その間に災害が起こる確率というのは統計学的に高くなるのです。それを考えたら、もう計画ができていないとはいけないと思う。いつまでも考える余裕は、私はないと思います。いかが思われますか。

○議長（竹村恵一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（亀谷貞行君） 私のほうからお答えさせていただきます。

今議員ご指摘のとおり、プランA、プランBと、プランCについてはほぼほぼプランBということなのですが、浄水場の位置がやはり洪水に関わる場所に建っているということで早急に移設しなければならないのは分かるのですが、言われているとおり費用の問題、そしてプランAがいいのか、プランBがいいのか、その辺の今方向性を決めている段階です。それが結論が出たらプランAか、もしくはBの方向に進んでいきたいかと思っております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 プランAかプランBという選択なのだと。ということは、この問題、プランA、プランBに関して突き詰めていけば、結局は起債しなくてはならないということを決断しなくてはならないですね、絶対的に。3年前だと思う

のですけれども、質問したときには浄水場の移設とほかの管で50億ぐらいだったかなという記憶があります。ちょっと記憶定かでないので、そのぐらいの金額だった。ということは、いずれにしても借金をするのだから、早めに計画を立てて住民にそれをしっかりと説明していく慎重なやり方を踏まないといけないと思うのですけれども、市長さん、どう思われますか。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 市民の皆様方にしっかりした計画を示していかなければならないのではないかとということでございましたけれども、たしか昨年3月策定で議会のほうには6月だったというふうに思いますけれども、経営戦略をつくらせていただいたというふうに思っております。その中でも記載してはおりますけれども、明確にこれというふうにはなっていないかというふうに思います。先ほど議員は、道の水道ビジョンの中では共同体で守る、共同体というのはいわゆる広域化というふうになっていいたかと思うのですけれども、そこの部分も考えていかなければならないものというふうに計画では一応なっております、ご説明させていただいたというふうに思っております。です、あの中にはたしか浄水場の部分については入っていなかったというふうに思っております。それは、今議員おっしゃってありました共同体、いわゆる広域化といったところがあるので、浄水場の部分が入っていなかったというふうに思っております。ですけれども、今後耐用年数もやがては迎えますので、それに向けては計画的に、計画もまた見直す時期ございますので、そのときに考えていかなければならないと思います。ただ、年数的にも法定耐用年数でいきますとあと十数年というふうになりますので、いろいろな方策ありますが、移転ということも含めて、あと広域化というところも含めて、ほんの何年かの間に建設ができてしまうというものでもない部分もありますから、議員おっしゃられているように早急に検討しなければならぬのは事実です。耐用年数迎える前

に、もっとすぐ前から考えていかなければならないというふうに思っております。今ちょうど道のほうでそれを考えていますから、これは国全体でも考えられていると思います。広域化も含めた中で国は考え方を示しておりますし、それを都道府県に下ろしております。都道府県は、それぞれの水道事業についての考え方、施策の在り方を今検討している、今施策をつくっているという段階ですので、それが中身が判明次第、決定次第、それらも含めて私どものほうも検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 時間のかかるような話で、私が災害も絡めて質問したというのはタイムスパンを考えて、では今から10年後に通水している、移転や広域化して水を引っ張ってきた、それが完成できるのかどうか、それとしっかりその財源として起債はありますよということ、それを市民に納得させなくてはいけないと思うので、これは先送りしないでほしいと思います。

以上で私の質問終わります。

○議長（竹村恵一君） 以上をもって、一般質問を終了いたします。

○議長（竹村恵一君） お諮りいたします。

委員会審査等のため、明日8日から15日までの8日間休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹村恵一君） ご異議なしと認めます。

よって、明日8日から15日までの8日間休会することに決しました。

○議長（竹村恵一君） この際、ご報告いたします。

さきに設置されました決算審査特別委員会の正副委員長が決定いたしました。委員長に御家瀬議員、副委員長に東議員が選任されましたので、ご報告いたします。

○議長（竹村恵一君） 以上をもって、本日の日程
は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 1時27分 散 会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)